

組合員對組合員仲裁問題等の諸件は記録に残れる分の六にても九十七件に達し、記録に残らず口頭にて解決したもの毎日々なくも二三件を算する程なり。

救濟事項

本年度内に取扱ひたる救濟事項左の如し

- 一、職務のため死去されたる組合員 六十一名に對し 金八百七拾圓五拾錢也
 - 二、職務に起因せず死去されたる組合員 五十六名に對し 金五百五拾八圓五拾錢也
 - 三、職務負傷其他海員廢業せる組合員 二十八名に對し 金百五拾圓五拾錢也
 - 合計 百四十五名 金壹千五百八拾五圓五拾錢也
- 何れも吊慰金としてそれ(々)贈呈したり。

組合員異動

- 前年度に於ける組合員 三四、〇四九名
- 本年度中に加盟したる組合員 七、八五六名
- 任意退會者 二二名
- 脱船其他規約違反者 一〇八名
- 死亡者 一四四名

本年度末現在組合員數

内 譯	甲板部	四一、六三一名
	機關部	一五、六九九名
	機關部	二二、五九五名
	司厨部	三、三三七名

組合員休職調査

大正十四年八月一日附を以て休職組合員一萬四千五百三十七名に對し統計作製のため

- 一、最後下船船名
- 二、現在の仕事の種類
- 三、現在の一ヶ月の收入
- 四、將來又船に乗るか止めるか
- 五、貴下所持の船員手帳番號

右五項を往復はかきを以て照會せし處大正十五年三月三十一日末日の調査によれば

- 一、乗船中なる旨 九八七通
- 二、他業に従事申なる旨 二、六二二通
- 三、死亡せる旨 二二二一通
- 四、本人所在不明なる旨 三三四通